

公本道 主 五 の 格対にしない! させない!

飲酒運転の厳しい処分



以下の懲役又は 100万円以下の罰金



欠格期間 3年

酒気帯び運転

3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金



呼気中アルコール濃度 0.25mg/e以上

□ **□ 欠格期間** 2年

呼気中アルコール濃度 0.15mg/l以上 0.25mg/l未満

€ 点 停止期間90日

酒酔い運転をした場合 さらに死亡事故を起こした場合 にひき逃げをした場合

運転者以外にも厳しい罰



6 年以下の懲役又は 5 □ 万円以下の罰金

酒類の提供者



酒酔い運転

酒気帯び運転

年以下の懲役又は<mark>名 🖸 万円</mark>以下の罰金

車両の同乗



酒酔い運転

5年以下の懲役又は 50万世以下の罰金

酒気帯び運転

年以下の懲役又は 🚭 🕕 万円以下の罰金

アルコールに関する問題でお困りの方は、 最寄りの相談機関でお気軽にご相談ください。

鳥取県の行政機関

鳥取市保健所

中部総合事務所倉吉保健所

西部総合事務所米子保健所

県立精神保健福祉センター

鳥取市富安二丁目 138-4

倉吉市東巌城町2

米子市東福原一丁目 1-45

鳥取市江津318-1

0857-22-5616

0858-23-3127

0859-31-9310

0857-21-3031